

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程

平成21年2月12日制定

平成27年4月15日変更

(趣旨)

第1条 この規程は、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条第4項の規定に基づき、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、桜井市市長公室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、桜井市市長公室行政経営課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、桜井市において定められている文書の取扱いの例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

